

議事要旨(5)「退職給付専門委員会での検討状況について」

秋葉統括研究員から、資料「審議事項(5)-1 厚生年金保険法改正の背景(Q&A形式)」P1に基づき、今回の厚生年金保険法の改正の概要の説明があり、続いて、資料「審議事項(5)-2 厚生年金保険法改正に伴う会計上の論点(案)」P1に基づき、第83回の企業会計基準委員会後に2回の専門委員会を開催したが、代行部分の債務の評価/会計処理について、これまでと同様に退職給付債務とするA案と最低責任準備金とするB案の両案が引き続き並存しているため、今後どのように検討していくべきか審議して頂きたい旨の説明があった。

専門委員会では、審議事項(5)-2 P8のようなA案、B案の考え方の相違があるため、両案の折衷案として、代行部分の給付責任は基金にあり、交付金の交付が明確となったという前提で、B案の考え方に譲歩してもらい、交付金現価の見積額を全額、年金資産に反映し、純額では最低責任準備金相当額となるA案を派生した案を提示したが、交付金現価の見積額が年金資産の要件に合わないということなどから、専門委員会における同意は得られなかったことがP10に基づき説明された。

また、今回、厚生年金保険法改正に伴う会計処理の検討として審議が開始されたが、総合設立型の厚生年金基金は、退職給付会計基準注解12により、要拠出額が費用処理されていることから、脱退・解散時に積立不足が一時に費用計上されることがあるが、今回、B案の検討にあたり、単独型厚生年金基金において、代行部分に見合う資産を区分計算できるという考え方も示されたため、総合型の厚生年金基金についての会計処理又は開示の検討も行うことについて、審議事項(5)-2のP1に基づき提案された。

これにつき、代行部分の債務評価について、A案に同意する意見として、以下のような発言があった。

- ・米国における最近の年金の破産事例を考慮すると、慎重に考え、投資家保護のためにA案とすべきである。
- ・B案において、便宜的に2プランと考えるとしているが、法改正とは関係ないことであり、従来から国際的にも1プランとしてきたことから説明が難しい。
- ・現行の退職給付会計においては、特別掛金により追加拠出する場合の将来の拠出分は資産計上されていないため、交付金現価を資産計上することは適切ではない。また、B案は予測給付評価方式の考え方によっているため、発生給付評価方式を前提とする現行の退職給付会計になじまない。

B案に同意する意見として、以下のような発言があった。

- ・最低責任準備金を上回るリスクは負わないことは法令上、明確とされている。交付金現価はPBOの裏返しとして計算できるので、合理的に算定できると考えられる。
- ・法により、最低責任準備金を保有していれば、国から100%の保証があるというオプションを保有している。

これらの意見を踏まえ、引き続き専門委員会において方向性の検討を行うこととされた。

また、総合設立型の検討については、会計処理を行うことの必要性を検討も含め、その取扱いを検討することについて了解された。 以上